

第8回講義 中間到達度検証

2017年5月31日

松岡 久和

1 1997年4月1日、X（当時満17歳）の父Aは、個人で営む商店の資金繰りに行き詰まり、同業者で遊興仲間のBから、Xを代理して500万円の融資を受けた（AはXの母とはそれ以前に離婚しており、AがXの親権者であった）。500万円の借入れにおいては、「利息の利率が年6%、遅延損害金が年12%、毎年3月31日に利息30万円を支払い、2001年3月31日に元利金530万円を返済する。一度でも利息の支払を怠ればXは期限の利益を失う」旨の約定がされていた。

AがXの名前を用いたのは、Aにはめぼしい財産がなく、XにはXが生まれた頃に母方の祖父から贈与されていた本件土地甲（当時の時価800万円相当。Aが月極駐車場として賃貸していた）があり、Xの進学資金という名目を用いれば、甲を担保として譲渡することが自然にみえたからである。

2 1997年4月3日に、XからBへの甲の移転登記がされたが、A B間の約定により、駐車場の賃借人らには賃貸人の交代は知らされず、従来通りAが賃借人らから賃料を徴収していた。

Xの名前を用いたBからの500万円の借入れと甲の所有権移転について、AはXに黙って行っており、500万円はAの経営する商店に関する債務の返済やBとの遊興にあてられ、Xの進学資金に使われることはなかった。Bは、Aの経済状態が悪いこと、Xが非行を繰り返し地域の不良少年たちのボスのような存在であったこと、及び、Aの離婚以来A Xが口をきかないほど仲が悪いことを知っていたが、それ以上の事情をAやXから聞くことなく、Aの説明のままに進学資金として貸与する旨を記載した契約書に署名捺印をして500万円をAに交付した。Bは、その後もAとの遊興において、自らは支払いをしたことがなかった（Aのおごりになっていた）。

3 1998年3月31日の第1回利息支払日に利息が支払われなかったため、Bは、翌日、Aに対して、期限の利益の喪失を通知し、同年4月15日に甲をYに1000万円で売却し、移転登記をした。Yは、駐車場をやめて建物を建てるために甲を購入したので、駐車場を借りていた賃借人らを追い出して5月末には甲の全部の占有を取得し、同年末に甲上に本件建物乙を建築し、以後事務所として使用している。

4 2000年に成人となったXは、2008年にAから事情を打ち明けられたが、どう対応してよいかわからず、BやYらに接触することもなく、問題を棚上げした。

5 2017年5月、法科大学院生となっているXは、Yに対して甲の返還を求めることを考え始めた。

君はXから相談を受けて一緒にこの事件を考えることになった。XはYに対して、何を根拠にどのような請求をすることができるか。これに対して、Yはどのような反論をするだろうか。想定されるYの反論をふまえて、Xの請求の当否を検討し、Xに助言してあげてください。